

【第212回国会（臨時会）】

1 議長の選挙

令和5年10月19日、議長細田博之君が辞任願を副議長海江田万里君に提出し、翌20日の本会議において、議長の辞任が許可された。次いで議長の選挙を行った結果、額賀福志郎君が議長に当選した。

2 国務大臣の演説及び質疑

令和5年10月23日に岸田内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月24日及び25日に各会派の代表質問が行われた。

(1) 岸田内閣総理大臣の所信表明演説

【1 はじめに ～変化の流れを掴み取る～】

第212回臨時国会の開会にあたり、所信の一端を申述べます。

日本国内閣総理大臣として、私の頭に今あるもの、それは、変化の流れを絶対に逃さない、掴み取る、この一点です。

岸田内閣は、防衛力の抜本的強化、エネルギー政策の転換、次元の異なるこども・子育て政策をはじめ、時代の変化に応じた先送りできない課題に一つ一つ挑戦し、結果をお示ししてきました。今後も、物価高をはじめ国民が直面する課題に、先送りせず、必ず答えを出すとの不撓不屈の覚悟をもって取り組んでいきます。

最初に掴まなければならない変化の流れは経済です。30年来続いてきたコストカット経済からの変化が起こりつつあります。この変化の流れを掴み取るために、持続的で構造的な賃上げを実現するとともに、官民連携による投資を積極化させていく。経済、経済、経済。私は、何よりも経済に重点を置いてまいります。

変化の流れは、社会にも起きています。人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が進む一方で、デジタル化等によって、それを補って余りある生産性の向上を図る余地が増えています。この変化をチャンスに変えていくためにも、少子化対策とあわせてデジ

タル化を徹底的に進めます。

そして、変化の流れは、外交、安全保障にも起きています。ベルリンの壁崩壊以降進んだグローバル化は、平和と繁栄の基盤となりました。しかし、世界は分断と協調が複雑に絡み合う新たな時代に入っており、国際社会においてこれまで以上に結束が求められています。日本は、国際情勢を踏まえ、柔軟に対応



岸田内閣総理大臣の所信表明演説（第212回国会）

しつつ、自らの防衛力を強化し、米国やその他同志国、そしてグローバルサウスの国々との連携を密にしていきます。

明治維新、戦後復興、高度成長。日本は、国の内外で起こった大きな時代の変化の流れを掴み取り、個々の国民の力に変え、歴史に残る大きな社会変革を実現してきました。

そして、今、我々は再び歴史的な転換点に立っています。本会議場に集う国会議員の皆さん、百年後に振り返って、この国会が変革への大きなうねりを生み出した、そのように後世から評価されるよう、共に挑戦しようではありませんか。

【2 経済・経済・経済】

変化の流れを掴み取るための一丁目一番地は経済です。

日本経済は、30年ぶりの変革を果たすまたとないチャンスを迎えています。このチャンスをつかみ取るために、私は、過去に例のないような大胆な取組に踏みこむ決意です。

この30年間、日本経済はコストカット最優先の対応を続けてきました。人への投資や賃金、さらには未来への設備投資、研究開発投資までもがコストカットの対象とされ、その結果、消費と投資が停滞し、更なる悪循環を招く。低物価、低賃金、低成長に象徴されるコストカット型経済とも呼び得る状況でした。

しかしながら、30年ぶりに新たな経済ステージに移行できる大きなチャンスが巡ってきました。コロナ禍での苦しかった3年間を乗り越え、経済状況は改善しつつあります。30年ぶりの3.58%の賃上げ、過去最大規模の名目100兆円の設備投資、30年ぶりの株価水準、50兆円ものGDPギャップの解消も進み、税収も増加しています。その一方で、国民負担率は所得増により低下する見込みです。

この前向きな動きが続けば、新たな経済ステージへの移行が現実のものとなります。物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと、脱炭素やデジタルなど攻めの投資の拡大によって、消費と投資の力強い循環が本格的に回り始めます。

低物価、低賃金、低成長のコストカット型経済から、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済への変革です。コストカット型経済からの完全脱却に向けて、思い切った供給力の強化を、3年程度の変革期間を視野に入れて、集中的に講じていきます。

新しい経済ステージに向けた確かな息吹が生まれてはいるものの、国民の消費や投資動向は力強さに

欠ける状況にあります。外生的な物価上昇が急激に生じたため、足下の賃上げが物価上昇に追い付いていません。変革を加速する力強い後押しを早急に行わなければ、日本経済は、3年程度の変革期間どころか、これまでの状況に後戻りしてしまうリスクを抱えています。

しかし、私は、断じて後戻りは許さない。変革を力強く進める供給力の強化と、不安定な足下を固め物価高を乗り越える国民への還元、この二つを車の両輪として総合経済対策を取りまとめ、実行してまいります。

（供給力の強化）

今回の総合経済対策の第一のポイントは、供給力の強化です。

GDPギャップが解消に向かう中、供給力の強化のための対策に軸足を移します。

半導体や脱炭素のように安全保障に関係する大型投資をはじめ、特に2年から3年以内に供給力強化に資する施策に支援措置を集中させ、変革期間の呼び水とします。

さらに、賃上げ税制を強化するための減税措置や、戦略物資について初期投資だけでなく投資全体の予見可能性を向上させる過去に例のない投資減税、特許などの所得に関する新たな減税制度、人手不足に苦しむ中堅・中小企業の省力化投資に対する補助制度をはじめ、抜本的な供給力強化のための措置を講じていきます。突発的なエネルギー価格の高騰に備え、省エネ、脱炭素投資の更なる拡大を図ります。

また、AI、自動運転、宇宙、中小企業の海外展開などの新しいフロンティアやイノベーションへの取組、スタートアップへの支援を強化します。

経済活動の基盤である金融資本市場の変革にも取り組みます。資産運用業とアセットオーナーシップの改革を進めるとともに、金融リテラシーの向上等に向けて、関連法案の今国会での成立を目指します。

あわせて、三位一体の労働市場改革、企業の新陳代謝促進、物流革新など、生産性を引き上げる構造的な改革を進めます。成長と分配が持続的に回っていく、物価上昇を十分に超える持続的賃上げが行われる経済を目指していきます。さらに、10月から先行して開始した年収の壁・支援強化パッケージについて、今後、106万円の壁に近づく可能性のある全ての方が壁を乗り越えられるようにするため、十分な予算上の対応を確保いたします。

（国民への還元）

経済対策の二つ目のポイントは、国民への還元で

す。

急激な物価高に対して賃金上昇が十分に追いつかない現状を踏まえ、デフレ完全脱却のための一時的緩和措置として、まず、現世代の国民の努力によってもたらされた成長による税収の増収分の一部を公正かつ適正に還元し、物価高による国民の御負担を緩和いたします。同時に、長年にわたって染みついたデフレマインドからの転換を今こそ行動に移すよう、関係者に強く呼びかけていきます。なお、還元措置の具体化に向けて、近く政府与党政策懇談会を開催し、与党の税制調査会における早急な検討を指示いたします。

その際、物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得者の方々の不安に配慮し、寄り添った対応を図ることが極めて重要です。多くの自治体で、この夏以降、低所得者世帯に対して、一世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきました。この物価高対策のための重点支援地方交付金の枠組みを追加的に拡大することとし、経済対策に盛り込みます。

エネルギー価格の上昇については、9月には、年内の緊急措置として、リッター175円をガソリン価格の実質的な上限とするため、補助を拡大しました。この措置を、電気・ガス料金の激変緩和措置とあわせて来年春まで継続します。また、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かく生活者や事業者を支援できるよう、先ほど申し上げた枠組み以外の重点支援地方交付金も追加いたします。

コロナ禍で国民負担率は高止まりしましたが、成長の成果もあって低下する見込みです。この低下を確かなものとし、岸田内閣として、国民負担率をコロナ禍の水準に後戻りさせることなく、高齢化等による上昇に歯止めを掛けます。そのためにも、所得の増加、これを先行させ、税負担や社会保障負担を抑制することに重きを置いて経済財政運営を行います。

【3 社会】

（社会の変化）

日本社会も大きな変化を迎えています。人口減少と国民のニーズの多様化、複雑化に応える新たな地域の仕組みを作り上げていかなければなりません。

（デジタルと社会）

デジタル技術は、社会課題を新たなアプローチで解決する力を持ちます。新型コロナ対策のデジタル敗戦を二度と繰り返さない、デジタル化への変化の流れを確実に掴んでいかなければならない、誰一人取り残さないデジタル化を実現する、こうした思い

で、マイナンバーカードの早期普及、デジタル田園都市国家構想を進めてきました。

この固い決意の下に、アナログを前提とした行財政の仕組みを全面的に改革するデジタル行財政改革を起動します。

人口減少の下でも、これまで以上に質の高い公共サービスを提供するために、子育て、教育、介護などの分野でのデジタル技術の活用を利用者起点で進めます。地域交通の担い手不足や移動の不足といった深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいります。私自ら、現場で奮闘する各分野の方々の生の声を聞いて、制度設計にいかします。規制、制度の徹底した改革、EBPMを活用した予算事業の見える化にも取り組み、社会変革の実現、それを支える令和版の新たな行財政の構築を目指します。

あわせて、マイナンバー制度に対する国民の信頼回復に向けて、原則として11月末を目途に総点検を終えるよう、政府を挙げて対応しています。

（包摂的な社会づくり）

障害のある方もない方も含めて、全ての方が生きがいを感じられ、多様性が尊重される包摂的な社会づくりに取り組みます。特に、女性、若者、高齢者の力を引き出していきます。

前例のない規模で政策強化を図ったことも未来戦略方針のスピード感ある実行のため、当面の集中的な取組に必要な制度設計を速やかに具体化し、できるところから取組を実施してまいります。前倒しによる各種施策の実施を検討し、我が国のこども一人当たりの支援規模をOECDトップの水準に引き上げていきます。こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージに基づく取組を加速するとともに、不登校やいじめに対する対策を強化します。また、教職員の処遇見直し等を通じた公教育の再生にも取り組みます。

認知症の方が尊厳、希望を持って暮らすことができる社会、身寄りのない方も含めて高齢者の方々が一人でも安心して年を重ねることができる社会を創らなければなりません。

新たに、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を立ち上げ、認知症基本法の施行に向けた準備を行うとともに、レカネマブの薬事承認による新たな時代の到来を踏まえ、必要な早期発見、検査、医療サービス等が提供される体制整備や治療薬の更なる研究開発を進めます。あわせて、住まいの確保や入院、入居時の身元保証など、高齢者の生活上の課題に取り組

みます。

また、現場で働く方々の給与に関わる公定価格の見直しを進め、高齢化等による事業者の収益の増加等が処遇改善に構造的につながる仕組みを構築いたします。

引き続き新型コロナへの対応に万全を期し、花粉症についても、発生源対策、飛散対策、発症、曝露対策を一体的に推進し、国民の皆様の負担軽減に向けた取組を進めます。

（地方創生）

観光は地方振興のエンジンです。コロナ禍を越え、多くの観光地で賑わいを取り戻しつつあります。しかし、一部の地域や時間帯に観光客が集中することで生じる混雑、マナー違反、担い手不足等のオーバーツーリズムの問題も顕在化しています。持続可能な観光業に向けた対策にも着手いたします。

また、地方創生と社会課題解決を両立させる、循環経済への取組も進めます。持続的な食料の安定供給に向け、食料安全保障の強化、農業のスマート化、グリーン化の推進を図ります。あわせて、ホタテの品目別輸出促進団体を早期に認定するなど、市場拡大に向けて、農林水産物、食品の輸出促進に強力に取り組めます。農政の基本は現場にあります。今後も各地域に寄り添い、現場の方々の想いを受け止めながら、農政を転換し、実践的な支援を行ってまいります。

地方創生を支える中核は、地域の中小・小規模事業者です。持続的な賃上げが可能となるよう、省人化投資やデジタル投資の支援、賃上げ費用の転嫁対策を強力に進めます。あわせて、ゼロゼロ融資について、現場の状況をしっかり踏まえて、適切な対応を促します。

総理に就任してから2年間、私は、全国津々浦々を訪ね、約60回の車座対話を含め、国民の皆さんと直接意見交換をしてきました。人口減少や過疎化などに悩む中でも、多くの方が、それぞれの現場で明日に向かって懸命に努力されています。

皆さん、政治の役割とは、そういう現場の方々に全力で支えることにあるのではないのでしょうか。地方こそ日本の宝、そして底力です。皆さん、今こそ、共に地方創生に力強く取り組もうではありませんか。

（福島復興と国土強靱化）

東北の復興なくして日本の再生なし。引き続き強い決意で被災地の復興に取り組む、帰還困難区域における避難指示解除や解除後の復興も着実に進めます。

今年は、線状降水帯等により、各地で被害が発生をしました。こうした教訓を踏まえ、線状降水帯の予測の高度化など、デジタルの力を国土強靱化に導入いたします。リニア中央新幹線の整備に向けた環境を整え、災害時も途切れない広域交通ネットワークの構築を進めます。また、沖縄の離島地域をはじめ、電力供給の強靱化に資する電線地中化を加速します。

（大阪・関西万博）

ポストコロナの中で初めて開かれる2025年大阪・関西万博については、海外パビリオン建設の遅れなど進捗状況が厳しくなっていることに強い危機感を持って、オール・ジャパンで進めてまいります。

【4 外交・安全保障】

（国際環境の変化と岸田外交）

外交、安全保障も、大きな変化を迎えています。ポスト冷戦時代は終わり、新たな時代へと大きな変化の流れが起きています。ロシアのウクライナ侵略、イスラエル・パレスチナ情勢をはじめ、世界各地で深刻な事態が多発し、日本周辺においても、一方的な現状変更の試みや、北朝鮮の核・ミサイル開発は続けられ、安全保障環境は戦後最も厳しいものになっています。

こうした時代、変化の流れを掴み取るため、岸田外交では法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序をさらにもう一步進めます。人間の尊厳という最も根源的な価値を中心に据え、世界を分断、対立ではなく協調に導くとの日本の立場を強く打ち出していきます。

（岸田外交の積極的展開）

政権発足から2年間、唯一の同盟国たる米国との関係深化、日韓関係の改善、強力なウクライナ支援、対ロシア外交の大転換を進め、そして、G7広島サミットでは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守っていくというメッセージを、G7の枠を超えて、世界に向けて力強く発信をいたしました。

食料危機、気候変動や感染症などのグローバルな危機により、最も甚大な影響を受けるのは、脆弱な立場に置かれた国や人々です。我が国は、国際社会で影響力を増しているグローバルサウスの声に耳を傾け、絆を基盤として、経済活動の深化とともに、日本らしいきめ細かい協力を行ってまいります。

本年は、日・ASEAN関係50周年の節目です。年末の日・ASEAN特別首脳会議では、次の50年を描く新たな協力ビジョンを打ち出し、成長センターであるインド太平洋をけん引していきます。

また、核軍縮をめぐる状況が一層厳しいものになっている今だからこそ、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を目指す歩みを主導しなければなりません。ヒロシマ・アクション・プランに沿って現実的で着実な努力を積み重ねます。

中国との関係について、私は、建設的かつ安定的な関係という考えを打ち出し、首脳レベルでも対話を進めてきています。これからも、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含めて対話を行って、共通の課題については協力するという姿勢を貫いていきます。

A L P S 処理水に関しては、引き続き、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信を行っていきます。中国政府による日本産水産物の輸入停止に対しては、即時撤廃を求めるとともに、中国市場に依存しないよう販路拡大を図り、我が国の水産関係事業者を守るため、万全の対応を取ります。

韓国との間では、尹大統領との個人的信頼関係を礎に、幅広い連携を深めています。8月には、キャンプ・デービッドで日米韓三か国のパートナーシップの新時代を拓いていくという決意を内外に示すことができました。経済安全保障を含め、3か国での戦略的連携を進めます。また、日中韓の枠組みについても前進をさせます。

日露関係は、厳しい状況にあります。領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持いたします。

（拉致問題）

拉致被害者御家族が高齢となる中で、時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題です。

全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現し、日朝関係を新たなステージに引き上げるため、また、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮との諸問題を解決するためにも、金正恩委員長との首脳会談を実現すべく、私直轄のハイレベルでの協議を進めてまいります。日朝双方の利益に合致し、地域の平和と安定にも大きく寄与する、日朝間の実りある関係を築いていくために、私は、大局観に基づく判断をしております。

（防衛力の抜本的強化）

こうした外交の地歩を固めるためにも、日本自身の防衛力の強化が重要です。

国民の命と我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くため、5年間で43兆円の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現し

ます。

防衛力の抜本的強化のための税制措置の実施時期については、昨年末に閣議決定した枠組みの下、行財政改革を含めた財源調達の見通し、景気や賃上げの動向及びこれらに対する政府の対応を踏まえて判断をしております。

自衛隊の統合運用の実効性を更に高め、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化いたします。同時に、基地負担軽減に引き続き取り組み、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、辺野古への移設工事を進めます。また、強い沖縄経済を作ります。

【5 結び】

（憲法改正・皇位継承）

あるべき国の形を示す、国家の基本法たる憲法の改正もまた、先送りできない重要な課題です。先の国会では、衆参両院の憲法審査会において活発な御議論をいただきました。このような動きを歓迎いたします。憲法改正は、最終的には国民の皆様による御判断が必要です。国会の発議に向けた手続きを進めるためにも、条文案の具体化など、これまで以上に積極的な議論が行われることを心から期待いたします。

また、安定的な皇位継承を確保するための諸課題等、とりわけ、皇族数の減少への対応も、国の基本に関わる重要な課題です。政府としても、このような認識の下、皇族数確保のための具体的方策等を取りまとめ、国会に御報告いたしました。この重要な課題についても、立法府の総意が早急に取りまとめられるよう、国会における積極的な議論が行われることを期待いたします。

旧統一教会については、先日、宗教法人法に基づき、解散命令請求を行ったところです。今後、裁判所の審理となりますが、政府として、万全の対応をしております。あわせて、二度とこのように深刻な被害が生じることがないように、不当寄附勧誘防止法等の厳正な運用に努めるとともに、被害者に寄り添った相談対応など、被害者救済に適切に対応してまいります。

この夏、私は、全国のいろいろな現場にお邪魔させていただきました。そこで見たものは、変化の流れを掴む日本人の力でした。

全焼した沖縄・首里城の再建現場では、見せる復興で、復興プロセス自体を観光の力にしていました。歳をとることは明日がある。栃木県の農福連携の現場では、障害者の皆さんが働く喜びを実感され、世界で認められるワインを作り出す力があふれてい

ました。

できないことではなく、できることに注目する。群馬県の認知症ケアの現場では、認知症をポジティブにとらえ、^{よわい}年齢を重ねる力にしていました。

福島県でロボット技術を学ぶ学生は、将来は廃炉に携わる一人になりたいと目を輝かせていました。日本の技術力を引っ張る力が芽を出しています。

令和の時代においても、変化の流れを掴む日本人の力は脈々と受け継がれています。変化の足音を国民にしっかりとお伝えし、変化を挑戦の機会に変えるための仕組み作りをしていく。挑戦の障害となる古くなった制度を取り払い、全ての人が輝ける日本

らしい包摂的な社会を創っていきます。

持続的な賃上げに加えて、人々のやる気、希望、社会の豊かさといった、いわゆるウェルビーイングを^{ひろ}広げれば、この令和の時代において、再び日本国民が明日は今日より良くなると信じることができるようになる。日本国民が明日は今日より良くなると信じられる時代を実現してまいります。

岸田政権は、歴史的な転換点の中で、変化の流れを^{つか}掴み、変化を力にしています。私自身、その先頭に立って、職を賭して粉骨砕身取り組む覚悟です。国民の皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（10月23日）に対する質疑は、24日に泉健太君（立憲）、稲田朋美君（自民）及び吉田はるみ君（立憲）が行い、25日には馬場伸幸君（維新）、石井啓一君（公明）、玉木雄一郎君（国民）及び志位和夫君（共産）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（経済・財政政策）

①「経済対策の策定指示の時期と所得税減税」に関する質疑に対して、「経済対策の策定は9月26日に指示したが、それ以前から、ガソリン価格の補助の拡大など、国民生活を守るための対策を講じてきた。国民への還元の具体化に向けた正式かつ具体的な指示は、10月26日の政府与党政策懇談会で行う予定である。国民への還元については、所得税減税を含め、早急に検討を進めていく」旨の答弁があった。

②「経済対策の重点化」に関する質疑に対して、「経済対策は、規模ありきではなく、中身がまず重要である。需給ギャップを単に埋め合わせる対策ではなく、日本経済の供給力を強化し、中期的なインフレ圧力に強い経済体質をつくるとともに、将来の成長に資する分野を厳選して対応する。我が

国経済のデフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えし、物価高による国民の負担を緩和することも必要である。規模はこうした政策の積み上げの結果であり、国民生活に高い効果のある具体的な政策を積み上げていく」旨の答弁があった。

③「インフレ手当」に関する質疑に対して、「物価高に最も切実に苦しんでいるのは低所得者であり、スピード感を持って対応する必要がある。多くの自治体では、この夏以降、低所得者世帯に対し



泉健太君（立憲）

て、一世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた。この物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大することとし、これを経済対策に盛り込んでいく。他方、デフレ脱却を確実にするためには、賃上げが物価高に追いつくまで政府が支えることも重要であり、こうした観点からの国民への還元について、その実施時期も含め、早急に具体化する」旨の答弁があった。

- ④「国民への還元の考え方」に関する質疑に対して、「国民への還元の具体化に向けては、10月26日、政府与党政策懇談会を開催し、与党の税制調査会における早急な検討を指示する。デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えし、物価高による国民の負担を緩和したい。その際、過去2年のコロナ禍における税収の増収分の一部を分かりやすく国民に還元できればと考えている」旨の答弁があった。
- ⑤「税収に関する基本認識」に関する質疑に対して、「税収は、予算編成時点で経済状況や経済見通しなどを踏まえて見積もられ、その後の状況の変化により、決算までの間で変動するものと認識している。令和5年度の税収が令和4年度決算の税収より低い水準となっているのは事実である。これは、令和5年度税収は令和4年度決算が判明する前の令和4年末の予算編成時点で見積もったものである一方、その後判明した令和4年度決算において予想以上に税収が伸びていたものであり、意図的に税収を低く見積もったためではない」旨の答弁があった。

(税制)

- ①「インボイス制度」に関する質疑に対して、「インボイス制度の延期、中止を求める署名と緊急提言については、同制度に対して中小・小規模事業者が抱えている不安や懸念の表れと受け止めている。免税事業者の不当な取引排除や価格引下げに対しては、税制上の特例措置を設けるとともに、公正取引委員会を始め政府を挙げて取引環境の整備に取り組んでおり、引き続き、こうした対応を的確かつ厳正に実施していく。また、個人事業者の事務負担については、簡易課税制度や、新たに課税事業者になった方向けの特例措置を設けることで、大きく軽減されると考えている。引き続き、政府一丸となって、制度の施行状況等をフォローアップするとともに、事業者の立場に立って、柔軟かつ丁寧に対応していく」旨の答弁があった。



稲田朋美君（自民）

- ②「消費税の逆進性」に関する質疑に対して、「消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として導入された軽減税率制度には、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税負担を直接軽減することによって、消費税の逆進性を緩和しつつ、買物の都度、痛税感の緩和を実感できる利点がある。他方、給付つき税額控除は、消費税そのものの負担が直接軽減されるものではなく、消費者にとって痛税感の緩和の実感にはつながらないと考える」旨の答弁があっ

た。

③「消費税率の引下げ」に関する質疑に対して、「消費税については、急速な高齢化等に伴い社会保障給付費が大きく増加する中で、全ての世代が広く公平に分ち合う観点から、社会保障の財源として位置付けられており、その税率を引き下げることとは考えていない」旨の答弁があった。

④「トリガー条項」に関する質疑に対して、「ガソリン価格については、これまで、燃料油の激変緩和事業によって、原油価格高騰による国民生活や経済活動への影響を緩和してきており、今般策定する経済対策において、この措置を令和6年春まで継続することとしている。トリガー条項の凍結解除については、冬季の暖房に不可欠な灯油や、中小企業や農業、漁業に広く使われる重油などが支援の対象外となっているほか、ガソリンの買い控えや、その反動による流通の混乱を生じる可能性がある等の課題がある。なお、足下では、激変緩和措置による価格抑制は約35円となっており、トリガー税制を通じた減税額である約25円を上回る価格抑制を実現している」旨の答弁があった。

⑤「ガソリン税の在り方」に関する質疑に対して、「揮発油税等の当分の間税率は、地球温暖化対策の観点や厳しい財政事情を踏まえて設定されているものであり、また、消費税の課税標準としての価格に個別間接税を含むという取扱いは国際的に確立したルールとなっているため、こうした税制上の扱いを変更することは考えていない」旨の答弁があった。

⑥「高校生のいる子育て世帯の扶養控除の在り方」に関する質疑に対して、「こども未来戦略方針においては、児童手当の支給期間の高校生年代までの延長に際して、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理するとしている。今後、整理を進める必要があるとしても、高校生の扶養控除の廃止を前提とした議論、検討している事実はない」旨の答弁があった。

⑦「年少扶養控除」に関する質疑に対して、「政府は、令和5年6月に策定したこども未来戦略方針に基づき、当面の集中的な取組を進め、我が国の子供一人当たりの家庭関係支出をOECDトップのスウェーデンに達する水準とする予定である。主として歳出面の取組で前例のない規模で子ども・子育て政策の強化を図る中、かつて子ども手当の創設に合わせて廃止された年少扶養控除の復活は検討課題としていない」旨の答弁があった。

(マイナンバーカード・デジタル行財政改革)

①「マイナンバーカード及びマイナンバー制度」に関する質疑に対して、「マイナンバーカードの活用にあたっては、国民の理解が最も重要であり、データに基づいた、よりよい医療の提供が可能となるなどのメリットについて、積極的な周知広報に取り組んでいく。また、マイナンバーを利用し、行政機関間で情報連携することで、正確な所得情報等に基づいた迅速かつきめ細かい給付



吉田はるみ君（立憲）

が可能となる。マイナンバー制度は、公平公正な社会を実現するデジタル社会の基盤であり、国民の信頼を得つつ、しっかりと推進していく」旨の答弁があった。

- ②「デジタル行財政改革」に関する質疑に対して、「人口減少が進む中、教育のみならず、交通、介護など様々な分野においてデジタルを活用し、利用者起点で行財政の在り方を見直すことで、公共サービスの維持強化を図ることが求められている。規制や制度の徹底した改革、E B P M（証拠に基づく政策立案）を活用した予算事業の見える化にも取り組み、社会変革の実現、それを支える令和版の新たな行財政の構築を目指す」旨の答弁があった。



馬場伸幸君（維新）

- ③「マイナ保険証」に関する質疑に対して、「マイナ保険証には患者本人の健康、医療に関するデータに基づいたよりよい医療の提供が可能となるなどの多くのメリットがあり、我が国の医療DXを進める上で基盤となる仕組みである。このため、国民の不安払拭のための措置を着実に進めるとともに、マイナ保険証のメリットを実感してもらえるよう、利用促進に向けた取組を積極的に行っていく」旨の答弁があった。

- ④「マイナンバーの問題・対策」に関する質疑に対して、「マイナンバー情報総点検については、原則、令和5年11月末までをめどに終えるよう、点検実施機関を支援し、政府を挙げて対応していく。あわせて、ヒューマンエラーによる^{ひも}紐付け誤りの再発防止対策として登録事務に係る横断的

なガイドラインを10月に策定したほか、迅速なインシデント対応を行うため、デジタル庁を司令塔として、府省を横断した連携体制を構築している」旨の答弁があった。

- ⑤「健康保険証の廃止方針」に関する質疑に対して、「現行の健康保険証の廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提との方針にのっとり、紐付けの総点検とその後の修正作業の状況も見定めた上で、更なる期間が必要と判断された場合には、必要な対応を行っていく」旨の答弁があった。

（子ども・女性の活躍促進）

- ①「少子化対策の財源」に関する質疑に対して、「当面の集中的な取組の財源については、徹底した歳出改革等を行い、その効果を活用する中で、新たな支援金制度を構築し、国民に実質的な追加負担を生じさせないことを目指す。法制化が必要なものは、次期通常国会への法案提出に向けて準備をし、制度設計を含め、速やかに具体化していく」旨の答弁があった。

- ②「一人親家庭の自立支援、児童虐待の根絶」に関する質疑に対して、「一人親家庭への支援や児童虐待防止については、就業支援や子育て・生活支援などによる一人親家庭の貧困の解消、連鎖の防止や、児童虐待の相談支援体制の強化などにより、どのような困難があっても子供への虐待につながらないようにしていくことが必要であり、こうした方針をこども大綱に盛り込みたいと考えている」旨の答弁があった。

③「子育て支援の抜本強化」に関する質疑に対して、「こども未来戦略方針のスピード感ある実行のため、できるところから取組を実施していく。また、今後、こども大綱の中で具体化する、一人親家庭への支援を含む子供の貧困対策、ヤングケアラー、障害児、医療的ケア児に関する支援策については、今後の予算編成過程において施策の拡充を図る」旨の答弁があった。

④「妊娠、出産、育児を通じた伴走型支援」に関する質疑に対して、「令和5年6月にまとめたこども未来戦略方針に基づき、妊娠期から切れ目のない支援を行うための伴走型相談支援を実施しており、その継続的な実施に向け、制度化の検討を進めることとしている。伴走型相談支援の担い手については、保健師などの専門職や、一



石井啓一君（公明）

定の研修を受講した上で行うこととしているが、地方自治体の取組状況などを踏まえつつ、実効的な支援を提供するための方策について検討していく」旨の答弁があった。

⑤「旧ジャニーズ事務所の性加害問題」に関する質疑に対して、「全ての子供、若者が性被害に遭うことなく、安心して過ごすことができる社会の実現に取り組むことが重要であり、その際に、被害当事者等の声をお聞きすることを通じて、被害実態の把握に努めることは大切なことだと認識している。これまでも、関係府省において、被害当事者や支援者等から直接お話を伺い、子供の性被害の特徴などを十分に踏まえた上で緊急対策を立案し、実施してきた。まずは、この対策の実行を加速していく」旨の答弁があった。

⑥「いわゆるDBS法案」に関する質疑に対して、「政府として、こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージに基づく対策を加速化していく。その上で、子供の性被害を防止する法制度については、与党とも緊密に連携しつつ、子供の被害防止のため、より実効的な制度となるよう検討を深めている段階であり、次期通常国会以降、できるだけ早い時期に法案を提出できるよう努めていく」旨の答弁があった。

⑦「女性活躍の推進と正規、非正規雇用労働者の格差解消に向けた取組」に関する質疑に対して、「女性活躍は、我が国の経済社会の持続的発展において不可欠であり、新しい資本主義の中核にも女性活躍と所得向上を位置付けている。非正規の更なる処遇改善に向けて、正社員化に取り組む事業主への支援を講じるとともに、同一労働同一賃金の遵守徹底を引き続き図っていく」旨の答弁があった。

(教育政策)

①「学校給食費の無償化」に関する質疑に対して、「令和5年6月に決定したこども未来戦略方針では、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内はその結果を公表するとしている。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めて、課題の整理を行っていく」旨の答弁があった。

- ②「不登校」に関する質疑に対して、「不登校の要因や背景については、本人、家族、学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多いと認識をしており、学びの場の確保や児童生徒の困難の早期発見、支援などの取組が重要であると認識をしている。10月に開催された不登校対策等に関する合同会議の場において、緊急的に対応すべきものについて経済対策にも盛り込むなど、私から文部科学大臣に指示を出した。政府としては、不登校に関する対策を強化し、子供の安全、安心確保に万全を期していく」旨の答弁があった。
- ③「給付型奨学金の対象拡大」に関する質疑に対して、「高等教育の無償化については、低所得世帯を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施してきたところであり、さらに、令和6年度から対象を拡大する。これに加えて、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、対象年収の拡大も含め、更なる支援拡充を検討し、令和5年末までに具体化を進めていく」旨の答弁があった。
- ④「奨学金返還の負担軽減」に関する質疑に対して、「政府においては、これまでも、無利子奨学金の拡充をするとともに、厳しい経済状況などで奨学金の返還が困難な者については、返還の猶予や毎月の返還額の減額をする制度などにより、負担軽減を図ってきた。さらに、令和6年度から、返還中の方がライフイベントを踏まえて柔軟に返還できるよう、減額返還制度を見直す」旨の答弁があった。
- ⑤「教育国債による大学の無償化」に関する質疑に対して、「HECS債は、令和6年度から修士段階の学生を対象として導入する授業料後払い制度の財政基盤を強化するため、学生等の納付金により償還が見込まれること等から導入することとした。教育国債については、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から、慎重に検討する必要があると考えている」旨の答弁があった。

(社会保障・医療政策)

- ①「介護、保育、障害福祉分野の職員の処遇改善」に関する質疑に対して、「介護、保育、障害福祉分野における賃上げを始めとする人材確保への対応は重要な課題であり、公定価格の見直しを掲げ、これまで累次の処遇改善を講じている。引き続き、ICT機器の活用による生産性向上の取組や、経営の協働化等を通じた職場環境改善に加え、令和6年度の介護、障害福祉サービス等の報酬改定に向けても、必要な処遇改善の水準の検討等を行っていく」旨の答弁があった。
- ②「社会保険料の減免」に関する質疑に対して、「社会保険制度の仕組みは、低所得者の負担に配慮しつつ、相互扶助の考え方を基盤とし、必要な保険料を負担いただくことを基本とするものである。可処分所得向上のため、幅広い者を対象に保険料の減免を行うことは、給付と負担の対応の関係をゆがめるなど、社会保険制度に与える影響が大きく、保険者の実務上の負担など課題も多いことから、慎重な検討が必要であるとする。政府として、デフレ脱却を確実なものとする一時的な措置として、国民の可処分所得を直接に下支えし、物価高による国民の負担を緩和する取組を進めていきたい」旨の答弁があった。
- ③「130万円の壁」に関する質疑に対して、「短時間労働者への被用者保険の適用拡大にこれまで取り組んできた。今般、若い世代の所得向上や人手不足の解消の観点から、当面の対応策として、年収の壁・支援強化パッケージを取りまとめたところであり、まずは本パッケージを着実に実行していく。その上で、被用者保険の更なる適用拡大などの制度の見直しに取り組むこととし、次期年金制度改正に向けて社会保障審議会年金部会において議論を開始しており、今後も関係者の

意見を伺いながら丁寧に議論を進めていく」旨の答弁があった。

- ④「認知症施策の推進」に関する質疑に対して、「認知症基本法の基本理念に沿って、認知症の方が尊厳と希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、認知症の方本人や家族等の意向を十分に踏まえつつ、都道府県等に対する認知症施策推進計画の策定支援など総合的に認知症施策を推進していく。また、アルツハイマー病の新薬であるレカネマブの新薬承認等を踏まえ、必要な早期発見、検査、医療サービス等が提供される体制整備や、治療薬の更なる研究開発を進めていく」旨の答弁があった。
- ⑤「^{ほうしん}帯状疱疹ワクチンの定期接種化」に関する質疑に対して、「帯状疱疹については、高齢化が進む我が国において、対応することが必要な疾患であると認識している。ワクチンを定期接種に位置づけることについては、厚生労働省の審議会において、最新の科学的知見や費用対効果等の様々な論点について、専門的な見地から議論していただいている。その結果を踏まえて必要な対応を検討していく」旨の答弁があった。
- ⑥「医薬品の安定供給」に関する質疑に対して、「医薬品の流通は、国が定めた薬価を踏まえつつ、市場で自由に取引していただくという医療保険制度の下で行われているものであり、企業に増産していただけるよう、経済対策などにより着実に支援をしていく。せき止めやたん切り薬などの医薬品の需給は、感染症の流行状況などにより左右されることから、見通しを立てることが難しい面があるが、関係者と連携の下、国民に必要な医薬品を確実にお届けできるよう、今後ともあらゆる手だてを講じていく」旨の答弁があった。



玉木雄一郎君（国民）

（労働政策）

- ①「労働市場の流動化」に関する質疑に対して、「日本的な雇用慣行について、その優れた面も大切にしながら、労使で納得いく対話を行った上で、時代の変化を踏まえた見直しを進めていくことが重要である。政府としては、持続的賃上げが行われる経済を目指し、三位一体の労働市場改革などの生産性を引き上げる構造的な改革を進めていく。なお、解雇ルールについては、金銭を払えば自由に解雇できるという制度を導入することは考えていない」旨の答弁があった。
- ②「構造的賃上げ実現に向けた人への投資の取組」に関する質疑に対して、「物価上昇を十分に超える持続的賃上げが行われる経済を目指していく。このため、三位一体の労働市場改革など生産性を引き上げる構造的な改革を進める中で、非正規雇用労働者が働きながら学びやすい職業訓練の実施や正社員化に取り組む事業者への支援、実践的なデジタル人材育成を含め、リスクリングによる能力向上支援など、人への投資拡大に取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ③「非正規雇用労働者の賃上げ及び正社員化」に関する質疑に対して、「非正規雇用労働者の賃上げについて、最低賃金の引上げや賃上げしやすい環境整備に取り組むことに加え、同一労働同一賃

金の遵守徹底を引き続き図っていく。また、希望する方が正社員として就労することができるよう、正社員化に取り組む事業主への支援を講ずるとともに、ハローワークにおける担当者制によるきめ細かな就労支援を実施していく」旨の答弁があった。

- ④「最低賃金」に関する質疑に対して、「今後も着実に引上げを行っていくため、引き続き最低賃金審議会で毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げによって、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指していく」旨の答弁があった。
- ⑤「非正規雇用労働者の処遇や包括的な保護立法」に関する質疑に対して、「非正規雇用労働者の正社員化に取り組む事業主への支援を講ずるとともに、同一労働同一賃金の遵守徹底を図っていく。また、不合理な待遇差の解消、男女の均等な待遇の確保など、非正規雇用労働者の雇用安定を確保するための措置については、パート・有期雇用労働法、男女雇用機会均等法など、それぞれの法律において規定しているところであり、引き続き、これらの法律の趣旨、目的に沿って、適正な運用を図っていく」旨の答弁があった。

(外交・安全保障政策)

- ①「日本が目指すべきグローバルガバナンスの在り方及びその実現に向けた対応」に関する質疑に対して、「国際社会が複合的な危機に直面する今、人間の尊厳を中心に据えた外交を推進していく。まず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化すべく、G7や日米豪印といった同盟国、同志国との連携を推進しつつ、いわゆるグローバルサウスと呼ばれる国々を含む国際社会の幅広い支持と関与を得るため、経済活動の深化を含む多角的な外交を推進していく。また、強く実効的な多国間主義を推し進めるとともに、安保理改革を含む国連機能の強化に取り組み、協調のための国連を実現していく」旨の答弁があった。
- ②「外交、安全保障と文化芸術」に関する質疑に対して、「文化芸術は、我が国、国民が好意的に受け入れられる国際環境の醸成のためにも大変重要である。このため、我が国の文化芸術団体やクリエイター等による国際発信、東アジア文化都市を通じた日中韓の交流、G20を始めとした文化大臣会合への参画など、様々な取組を進めている。今後とも、我が国の平和や安全保障への寄与も目指し、文化芸術への支援を図っていく」旨の答弁があった。
- ③「国連安保理の改革」に関する質疑に対して、「安保理改革を含む国連の機能強化がますます重要になっている。特に重要なのは、安保理の構成が現在の国際社会の現実を反映するよう、常任及び非常任双方の議席を拡大することである。準常任理事国という案があることは承知をしているが、現時点では、我が国としてそうした案を検討していることはない。各国の利害も複雑に絡み合う安保理改革は決して簡単ではないが、引き続き、G4、米英仏、アフリカを含む多くの国々と連携しつつ、粘り強く取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ④「サイバー安全保障及びセキュリティークリアランス」に関する質疑に対して、「我が国のサイバー対応能力を向上させることは、喫緊の課題であり、様々な角度から政府全体で検討を進めている。可能な限り早期に法案を示すことができるよう、引き続き取り組んでいく。また、セキュリティークリアランスは、経済安全保障分野の情報保全強化の観点から非常に重要であり、令和5年2月に設置した有識者会議での議論を踏まえ、次期通常国会における法案の提出に向けて準備を進めていく」旨の答弁があった。

⑤「自衛隊員の処遇改善及び防衛出動手当」に関する質疑に対して、「防衛三文書にも給与を始めとする自衛隊員の処遇の向上を盛り込んでおり、これを着実に実現していく。防衛出動手当は、防衛出動時の戦闘などの著しい危険性や困難性等を評価して支給する手当であり、実際に有事が生じた時点における諸情勢を総合的に勘案し、適切な支給額を決定するものである。今後とも、第一線で防衛の任務に精励する自衛隊員に対し、ふさわしい処遇の実現に努めていく」旨の答弁があった。

⑥「北朝鮮の偵察衛星が与える影響及び北朝鮮への対応」に関する質疑に対して、「北朝鮮が核・ミサイル戦力の増強を継続する中、仮に偵察衛星を保有するに至った場合、北朝鮮の核・ミサイルの運用能力は更に向上し、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を一層脅かすおそれがある。このため、米国、韓国等と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、挑発行動の中止と関連する国連安保理決議の遵守を求めるとともに、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、我が国の防衛に万全を期していく」旨の答弁があった。

⑦「防衛力強化のための税制措置」に関する質疑に対して、「5年間で43兆円の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現するための財源確保に当たっては、行財政改革の努力を最大限行った上で、それでも足りない約4分の1については、税制措置での協力をお願いする。その実施時期については、令和4年末閣議決定した、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとの枠組みの下、行財政改革を含めた財源調達の見通し、景気や賃上げの動向等を踏まえて判断する」旨の答弁があった。

⑧「現下のイスラエル、パレスチナ情勢における我が国の対応」に関する質疑に対して、「我が国は、ハマス等のテロ攻撃を断固として非難した上で、人質の即時解放、一般市民の安全確保、全ての当事者が国際法を踏まえて行動すること、事態の早期鎮静化を一貫して求めている。日本としては、刻々と動く現地情勢に応じつつ、イスラエル及びパレスチナを含む関係国や関係者等との間で意思疎通を行い、在留邦人の安全確保に万全を期しながら、事態の早期鎮静化や人道状況の改善に向けた外交努力を積極的に続けていく」旨の答弁があった。

⑨「常設の統合司令部と日米の指揮関係」に関する質疑に対して、「国家防衛戦略等において、自衛隊の統合運用の実効性を強化するため、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行う常設の統合司令部を速やかに創設することとしている。その上で、自衛隊と米軍の関係については、自衛隊による全ての活動は、我が国の主体的な判断の下、日本国憲法、国内法令等に従って行われており、自衛隊及び米軍はそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することから、自衛隊が米軍の指揮下に入るといったことはない」旨の答弁があった。

⑩「日米同盟の抑止力の強化と東アジア外交」に関する質疑に対して、「日米同盟の抑止力、対処力



志位和夫君 (共産)

を強化することで、厳しさを増す地域の安全保障上の課題に的確に対応し、自由で開かれたインド太平洋地域を擁護していくとともに、ASEANが提唱するインド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）に示されているような地域の平和と繁栄の確保と増進に向けた取組を推進していく」旨の答弁があった。

- ⑩「普天間飛行場の辺野古移設」に関する質疑に対して、「辺野古移設が唯一の解決策であるという方針に基づき着実に工事を進めていくことが、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながると考えている。引き続き、地元への丁寧な説明を行いながら、全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

（エネルギー・環境政策）

- ①「ALPS処理水関係の風評払拭と福島復興」に関する質疑に対して、「ALPS処理水の海洋放出に関する風評払拭に向けては、モニタリング結果も含め、引き続き、国内外に積極的に情報発信をしていく。また、一部の国による輸入規制強化を踏まえ、国内水産業を守るため、総額1,007億円の政策パッケージを取りまとめ、国内消費拡大や代替輸出先等に取り組んでおり、今後も、施設整備支援なども含め、必要に応じて機動的に予算の確保を行っていく。また、帰還困難区域において、帰還意向のある住民全員が一日も早く帰還できるよう、特定帰還居住区域制度に基づき、除染やインフラ整備を始めとする避難指示解除の取組を進めていく。将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意の下、政府一丸となって全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

- ②「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働」に関する質疑に対して、「柏崎刈羽原子力発電所については、一連の核物質防護事案等を受け、現在、東京電力において、再稼働に向けて体制の再構築と組織改革に取り組んでいる。原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合のみ、地元の理解を得ながら再稼働を進めるというのが政府の一貫した方針である。その上で、政府としても、東京電力に対し、しっかりと指導を行うとともに、地元の理解を得られるよう、前面に立って原子力の必要性や意義を丁寧に説明していく」旨の答弁があった。

- ③「クリーンエネルギー自動車やインフラの導入補助金」に関する質疑に対して、「脱炭素に不可欠な電動車の普及に向けて、これらの補助金について経済対策に盛り込むことを検討していく。また、導入補助金に関し、国内メーカーや国内生産された自動車の優遇については、WTOルール上の課題もあると承知しているが、自由貿易の維持とGX実現の2つのバランスを取る観点から、引き続き、適切な補助制度を検討していく」旨の答弁があった。

（旧統一教会関係）

- ①「旧統一教会による被害の救済等」に関する質疑に対して、「被害者救済について、法テラスにおける電話相談からの弁護士への紹介や、民事保全申立てに際しての援助など、被害者に寄り添って適切に対応するとともに、海外への送金については、外為法の規制の履行状況等について、情報収集、分析に努める。政府としては、旧統一教会の資産状況を注視しつつ、速やかに被害者の救済が図られるよう、現行法上のあらゆる制度を活用し、被害者救済のために最大限取り組んでいく」旨の答弁があった。

- ②「細田前議長と旧統一教会との関係」に関する質疑に対して、「細田前議長については、自身と旧統一教会との関係について、これまでに書面による説明を公表されるなどしてきたと承知してい

る。その上で、政治家と旧統一教会との関係については、それぞれの政治家が必要に応じて説明責任を果たしていくべきであると考え」旨の答弁があった。

(憲法改正)

「憲法改正」に関する質疑に対して、「憲法改正は、先送りのできない重要な課題であり、日本維新の会、国民民主党、有志の会が連携して具体的な改憲案を示し、建設的な議論を呼びかけていることに、敬意を表したい。内閣総理大臣の立場からは、憲法改正についての議論の進め方等について直接申し上げることは控えなければならないと考えているが、憲法改正は、最終的には国民による判断が必要であり、国会の発議に向けた手続を進めるためにも、国会においてこれまで以上に積極的な議論が行われることを心から期待する」旨の答弁があった。

(政治分野における男女共同参画の推進)

- ①「政治分野の女性参画」に関する質疑に対して、「政治分野における男女共同参画の推進は、政治に民意をより一層反映させる観点からも大変重要である。政府としては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、女性候補者の割合が高まるよう、各政党に対する自主的な取組の要請、国や地方議会における女性議員の数の見える化や女性議員の比率向上の好事例の広報などを着実に進めていく」旨の答弁があった。
- ②「女性ゼロの副大臣、大臣政務官の人事」に関する質疑に対して、「人事は、本人の人格識見を踏まえ、適材適所の考えで行っており、閣僚、副大臣、大臣政務官、総理補佐官など、全体として、適材適所を徹底して行った結果として、このような老壮青、そして男女等のバランスになったところである。女性活躍は岸田内閣において重要な課題であり、女性版骨太の方針2023に基づき、全ての方が個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。